

# 北区多文化共生指針



北 区

平成30年(2018年)7月

## － は じ め に －

日本各地で外国人人口の増加が顕著であり、北区においても、北区多文化共生指針策定検討会を設置した昨年 5 月からの 1 年間に、外国人人口は 1,300 人増加し、21,648 人となり、区民全体の 6 パーセントを超えている状況です。

また、本年 3 月の北区人口推計調査報告書では、北区の外国人人口は今後も増加を続け、平成 50 年（2038 年）には 30,518 人、区民全体の 8.55%になると推計しています。

一方、国においては、本年 7 月 24 日に開催された閣議で基本方針を定め、日本で働き、学び、生活する外国人の受け入れ環境を整備していくこととしています。

さらに、2 年後の 7 月には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開会しますので、本大会を契機に、多文化共生の気運が一段と高まるものと考えています。

こうした状況を踏まえ、北区では、今後も外国人区民の増加が見込まれる中で、地域特性の把握に努めながら、将来を見据えた適切な施策を推進していくため、「北区多文化共生指針」を策定しました。

北区多文化共生指針は、3 つの基本目標と、7 つの課題から構成され、「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区」を基本理念に掲げています。区としましては、基本理念を念頭に置き、区民の皆さまをはじめ、地域や学校、支援団体などと連携・協働し、多文化共生社会の実現を目指してまいります。

今後、速やかに庁内の推進体制を確立するとともに、行動計画を策定し、区全体で多文化共生施策を推進してまいります。

区民の皆さまとともに推進する区の実践が、10 年後、さらには、20 年後の北区におきまして、着実に実を結び、日本人と外国人の隔たりが無い、明るい多文化共生社会が実現していることを、心から期待しています。

区民の皆さまのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年（2018 年）7 月

東京都北区長 花川 與惣太

# 目 次

第1章 北区多文化共生指針策定に向けて	1
1. 策定の目的	1
2. 多文化共生指針の位置づけ	2
3. 指針の期間	2
第2章 外国人施策の経過及び国・都の動向	3
1. 北区外国人施策	3
(1) 北区国際化推進ビジョンの策定	3
(2) 北区における主な取組み	3
2. 国における外国人住民施策	4
(1) 国際化の第3の柱「多文化共生」	4
(2) 地域における多文化共生推進プランの策定	5
(3) 「多文化共生事例集」の作成	5
3. 「東京都多文化共生推進指針」の策定	5
第3章 北区の現状と課題	9
1. 北区の現状	9
(1) 外国人の人口の推移	9
(2) 在留資格別の一覧表	10
(3) 国籍・地域別の一覧表	12
(4) 年齢階級別人口	13
(5) 地区別外国人の人口	13
(6) 外国人人口の推計	14
2. 外国人区民をめぐる課題	15
(1) 多国籍化に伴うコミュニケーションのあり方	15
(2) 地域における区民の多文化共生に向けた意識啓発	15
(3) 地域で活躍できる外国人及び外国人を支援する 区民・団体等の育成	16

第4章 多文化共生に向けた基本的な考え（骨子）	17
1. 多文化共生の定義	17
2. 基本理念（目指すべき姿）	17
3. 指針の目標	17
(1) 数値目標（区民の意識向上）	17
(2) 基本目標（3つの視点）	18
4. 多文化共生指針体系図	19
第5章 重点施策と推進内容	20
基本目標1：日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり	20
(1) 情報提供の多言語化	20
(2) 日常生活における支援の充実	21
(3) 日本語学習の充実	22
基本目標2：多様性を尊重し、活かす地域づくり	24
(1) 異文化理解の推進	24
(2) 交流機会の創出	25
基本目標3：多文化共生を推進する人づくり	27
(1) 活躍する外国人の育成	27
(2) 人材の発掘・育成とネットワークづくり	28
第6章 多文化共生に向けた推進体制	30
1. 推進体制の構築	30
2. 区民や支援団体等との連携・協働の推進	30
3. 国や東京都などとの連携	30
資料編	32

## 第1章 北区多文化共生指針策定に向けて

### 1. 策定の目的

平成29年（2017年）4月に、北区における外国人（注1）の人口は2万人に達し、その後も増加しています。国籍も多岐にわたり、日本人を含めた人口に対する割合も上昇し、平成30年（2018年）1月1日現在で6%を超えて、国籍や民族などの異なる人々が隣り合って生活しているのが当たり前となっています。

北区においては、「北区国際化推進ビジョン」（平成16年（2004年）6月）に基づき、外国人区民（注2）との相互理解を推進してきましたが、言葉や習慣などの違いからさまざまな課題が生じています。一方で、外国人区民も地域づくりや外国人支援の担い手等として、社会での活躍が期待されています。これらの課題を整理して、適切な施策を推進するために、日本人区民と外国人区民が、地域で共生していく方針（多文化共生指針）を策定することとしました。

※多文化共生（注3）



ふるさと北区区民まつり



短期国際交流員事業

---

#### 用語解説

注1）外国人：日本国籍を有しない者。

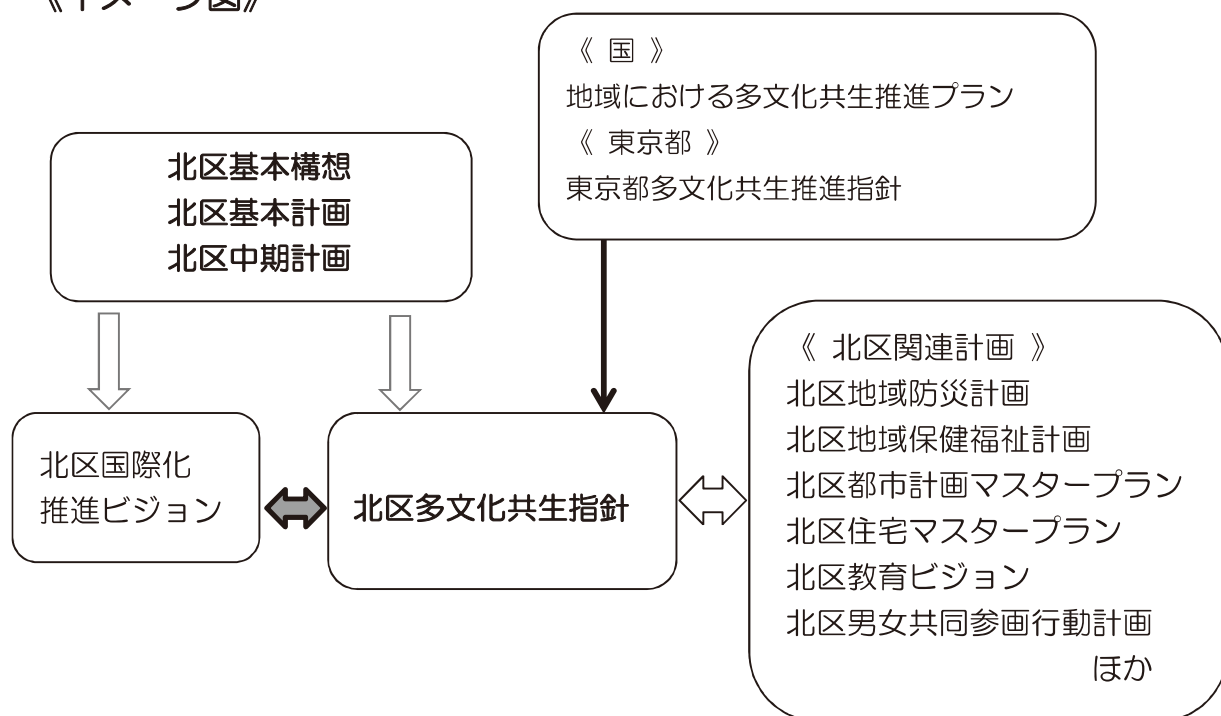
注2）外国人区民：区内に住む外国人だけでなく、日本国籍を取得していても文化的背景などが外国にある区民を含む。

注3）多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成18年3月総務省））

## 2. 多文化共生指針の位置付け

本指針は、北区基本計画をはじめとする区の関連計画、国のプランや都の指針などとの整合を図りながら、北区国際化推進ビジョンと同様に北区基本構想に基づき、北区における多文化共生の推進のための基本的な取り組みを示す指針として位置づけます。

### 《イメージ図》



※北区国際化推進ビジョンと北区多文化共生指針は並列の位置付けとする。

## 3. 指針の期間

指針策定から概ね10年間を指針の推進期間とします。

なお、策定から5年後に評価等を実施するとともに、社会情勢や進捗状況などに基づき、必要に応じて指針の見直しを行うものとしています。

## 第2章 外国人施策の経過及び国・都の動向

### 1. 北区の外国人施策

#### (1) 北区国際化推進ビジョンの策定

平成11年(1999年)に策定した「北区基本構想」においては、「グローバル時代のまちづくり」を掲げています。

そのうえで、よりきめ細やかな国際化施策を展開するため、平成16年6月に策定した「北区国際化推進ビジョン」において、次の3つを施策の方向として定め、国際化施策を推進してきました。

- |  |
|--|
| ① 地球市民を育む意識づくり<br>② 国際交流・国際協力の推進<br>③ 外国人にも暮らしやすい環境づくり |
|--|

このうち、施策の方向③「外国人にも暮らしやすい環境づくり」の項目の中で、「多文化共生のしくみづくり」を具体的な施策とし、さまざまな取り組みを行ってきました。

#### (2) 北区における主な取組み

※【 】内は所管部署

##### ① ボランティア登録制度 【総務部】

区では、平成元年(1989年)に「国際化推進ボランティア登録制度」、平成5年(1993年)に「外国語通訳協力員登録制度」を設け、平成9年(1997年)にはこれら2つの制度を一元化した「北区国際交流・協力ボランティア登録制度(K-VOICE)」(以下、「国際交流協力ボランティア」と表記します。)を設立しました。

ボランティア登録者は、国際交流紙“Global Thinking”(グローバルシンキング)の翻訳校正、区民まつり国際ふれあい広場の運営協力、区の実施事業における通訳・翻訳業務など、区との協働により地域の国際化を推進する大きな原動力となっています。

##### ② 相談

##### ○区民相談運営事業「外国人相談」 【政策経営部】

区内在住の外国人を対象に、日常生活上の諸問題について情報提供を行うとともに、専門相談員が相談に応じています。(言語：中国語、英語)

##### ③ 広報

##### ○広報活動運営事業「ホームページ」 【政策経営部】

北区公式ホームページの自動翻訳サービスの運用保守を行っています。  
(言語：英語、中国語、ハングル(韓国・朝鮮語)(注4)、フランス語)

##### ○国際交流紙の発行 【総務部】

北区国際交流紙“Global Thinking”(グローバルシンキング)を、英語、中国語、ハングル(韓国・朝鮮語)、日本語の4か国語併記により、年4回発行しています。

---

注4) 本指針の中では：ハングル(韓国・朝鮮語)と表記しています。

#### ④ 通訳・翻訳

##### ○外国語の通訳と翻訳の実施 【総務部】

日本語の理解が不十分な外国人等に対応するため、必要に応じて通訳・翻訳を行っています。通訳では、保育園や小学校における保護者会、就学相談や乳幼児健診に伴う通訳など、翻訳では、国民健康保険制度の外国人向けの案内パンフレットなどがあります。

##### ○通訳クラウドサービス運営業務（委託）

【区民部（戸籍住民課、収納推進課、国保年金課）、子ども未来部（保育課）】

来庁された外国人区民とタブレット端末のテレビ通話により、外部の通訳者及び職員との三者間通話による窓口対応を実施しています。

（言語：英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語）、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）

※通訳クラウド（注5）

#### ⑤ 日本語学習

##### ○日本語適応指導教室 【教育振興部】

日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教えるクラスを設置しています。

（平成29年度設置校：小学校2校、中学校1校）

##### ○日本語適応指導員の派遣 【教育振興部】

小学校1～2年生で、日本語適応指導教室に通級が困難な児童、並びに小学校3年生以上で言語や交通機関の理由で通級困難な児童・生徒に対し、原則として3か月間、在籍校へ日本語適応指導員の派遣を行っています。

（言語：中国語、ベンガル語、タガログ語、ベトナム語、アラビア語、タイ語、ミャンマー語、ハングル（韓国・朝鮮語）、ネパール語）

## 2. 国における外国人住民施策

国（総務省）では、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような「多文化共生」の地域づくりを推し進める必要性について、地方公共団体に促してきました。

### （1）国際化の第3の柱「多文化共生」

地方公共団体に対しては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として、地域の国際化を推進することとしてきましたが、その後、「地域における多文化共生」を第3の柱とすることが求められました。

---

注5）通訳クラウド：タブレット端末を使ってオンラインで通訳センターにテレビ電話を繋ぎ、リアルタイムで通訳者がやり取りを通訳するもの。



## (2) 地域における多文化共生推進プランの策定

平成18年(2006年)3月には、各都道府県及び区市町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」が策定されました。

また、「地域における多文化共生推進プラン」とあわせて、総務省が平成18年(2006年)3月に公表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を参考に、「地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、計画的かつ総合的に実施する」旨、総務省自治行政局国際室長から区市町村に通知がありました。

## (3) 「多文化共生事例集」の作成

多文化共生推進プラン策定から10年が経過し、日本における外国人を取り巻く状況も変化していることから、地域における多文化共生施策のさらなる推進に資するため、平成28年(2016年)に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を設置し、多文化共生の優良な取組み(52事例)を掲載した「多文化共生事例集」が作成されました。

## 3. 「東京都多文化共生推進指針」の策定

東京都は、平成28年(2016年)2月に、新たな考え方に立った多文化共生推進指針を策定しました。多文化共生社会を実現するために、行政、東京都国際交流委員会、区市国際交流協会、外国人支援団体等がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携を図ることが必要不可欠であるとししました。

また、区市町村については、「外国人に最も身近な行政機関であり、多文化共生の地域づくりにおいて、最も重要な主体である。地域における外国人の現状を踏まえつつ、在住外国人を直接支援する主体として、的確に行政サービスを届けることができる体制を整備し、外国人が日本人と共に参加・活躍できる地域づくりを推進していくことが望まれる。」とし、都民や企業、教育機関など全員参加による多文化共生の推進とともに、人材育成などの基盤整備も行うべきとしています。

## 参考：「地域における多文化共生推進プラン」の概要

### 1. 地域における多文化共生の意義

地方公共団体で策定する指針・計画においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理したうえで、課題や将来の方向性を含めた多文化共生の意義を明確にすることとされました。以下(1)～(5)は例示である。

- (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域  
⇒行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体とした。
- (2) 外国人住民の人権保障  
⇒「国際人権規約」（注6）「人種差別撤廃条約」（注7）等における人権尊重の趣旨に合致。
- (3) 地域の活性化  
⇒世界に開かれた地域社会づくりは、地域産業・経済の振興につながる。
- (4) 住民の異文化理解力の向上  
⇒地域住民の異文化理解やコミュニケーション力のある若い世代の育成に期待。
- (5) ユニバーサルデザイン（注8）のまちづくり  
⇒ユニバーサルデザインの視点で、まちづくりを推進する。

### 2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

多文化共生指針においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこととしています。

### 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- (1) コミュニケーション支援
  - ①地域における情報の多言語化
  - ②日本語及び日本社会に関する学習支援
- (2) 生活支援
  - ①居住
  - ②教育
  - ③労働環境
  - ④医療・保健・福祉
  - ⑤防災
  - ⑥その他（専門性の高い相談体制の整備と人材育成、留学生支援）
- (3) 多文化共生の地域づくり
  - ①地域社会に対する意識啓発
  - ②外国人住民の自立と社会参画
- (4) 多文化共生の推進体制の整備
  - ①多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携
  - ②地域における各主体の役割分担と連携・協働（注9）

【市区町村の役割】

ア. 市区町村の役割

地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしなが  
ら、区域内における多文化共生の推進に関する指針等を策定し、外国人区民を直接支援する主体として取り組むこと。

イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局及び国際交流協会が中心的な役割を担い、どのようなリソースが存在しているか情報共有したうえで、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

※NPO（注10）、NGO（注11）



注6) 国際人権規約：世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したもの。

注7) 人種差別撤廃条約：人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策。

注8) 協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

注9) ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

注10) NPO：民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

注11) NGO：環境保全や人道支援、開発援助等、多方面の問題において国境を越えてボランティア活動を行う国際的な市民団体のこと。

参考：「東京都多文化共生推進指針」の概要

《多文化共生のための施策を進めるに当たっての基本目標》

「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」



〈多文化共生推進における現状と課題〉

- ① 外国人の活躍について
  - ア 子供の育成と能力の発揮 ⇒ 子供に対する支援の充実 例) 日本語の習得
  - イ 企業誘致のための受入体制 ⇒ 外国人ビジネスパーソンに対する支援体制の充実
  - ウ 留学生の活躍推進 ⇒ 留学生の就業・起業の促進
  - エ 外国人の地域参加 ⇒ 地域活動等への参加促進 例) 地域の担い手として活躍
- ② 外国人の生活について
  - ア 生活面での情報提供 ⇒ 安心して日常生活を送るための情報提供
  - イ より充実した生活を送るためのサポート
    - ⇒ ボランティア活動等を通じた地域社会への参加支援ほか
- ③ 多文化共生に関する意識について
  - ア 共生意識・異文化理解 ⇒ 日本人・外国人双方に対する異文化理解の促進
  - イ グローバル人材の育成 ⇒ 東京を支えるグローバル人材の育成
- ④ 多文化共生の推進体制について ⇒ 多文化共生を推進する各主体の連携の強化



施策目標 1：日本人と外国人が共に活躍できる環境の整備

例) 外国人の次世代育成、日本語学習支援の充実、留学生等外国人の就業・起業支援、外資系企業の東京進出支援、地域活動やボランティア等への参加促進

施策目標 2：全ての外国人が安心して暮らすことができ、また生活をより楽しむために必要なサポートの充実

例) 生活情報や防災情報等の一元的な提供、医療機関等における外国人対応等の強化、交通機関等の多言語対応の充実、区市町村の実施する外国人支援施策の充実支援、母国と同等の教育を実施している教育機関の情報提供、東京の生活をより楽しむための情報提供、地域活動等への参加促進<再掲>

施策目標 3：グローバル都市にふさわしい、多様性を尊重し、共に支え合う意識の醸成

例) 多様な価値観を受け入れる意識の醸成、人権尊重意識の醸成と国内外への発信、世界で活躍できる人材の育成に向けた教育の充実、日本人と外国人との交流の場の拡充

### 第3章 北区の現状と課題

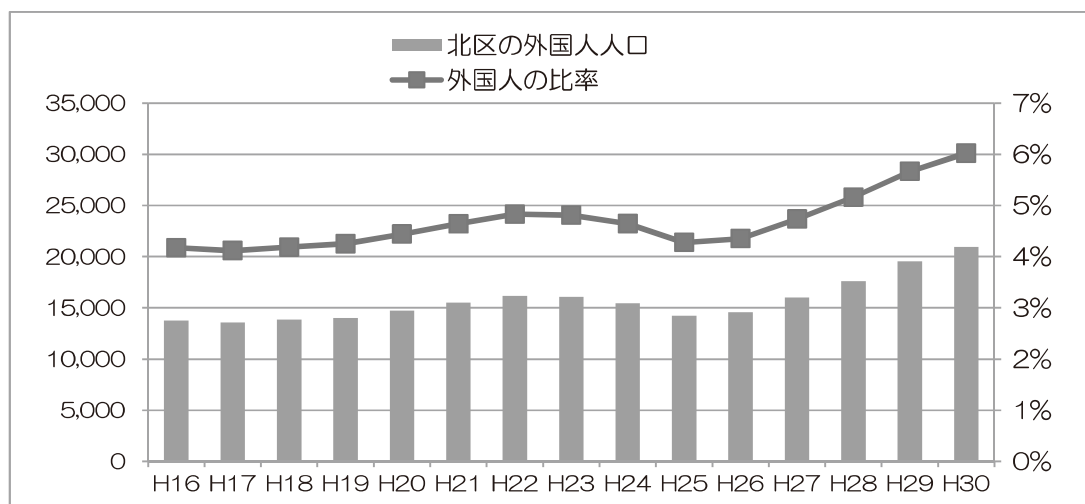
#### 1 北区の現状

##### (1) 外国人の人口の推移

北区の外国人人口は平成30年（2018年）1月現在で20,954人であり、総人口に占める外国人割合も23区中6番目と高くなっています。平成23年（2011年）の東日本大震災以降、一時的に減少したものの、平成25年（2013年）以降は一貫して増加傾向にあり、外国人人口は、10年前と比較して約40パーセント増加しています。特に、ここ5年は、総人口の増加数の約半数を占める増加数となっています。

（各年1月1日現在）

年	外国人	割合	日本人	計
平成16（2004）	13,743	4.2%	315,594	329,337
平成17（2005）	13,576	4.1%	316,211	329,787
平成18（2006）	13,834	4.2%	316,693	330,527
平成19（2007）	14,007	4.3%	315,404	329,411
平成20（2008）	14,740	4.4%	317,289	332,029
平成21（2009）	15,530	4.6%	319,186	334,716
平成22（2010）	16,176	4.8%	318,711	334,887
平成23（2011）	16,063	4.8%	317,929	333,992
平成24（2012）	15,451	4.6%	317,227	332,678
平成25（2013）	14,248	4.3%	318,884	333,132
平成26（2014）	14,558	4.3%	320,165	334,723
平成27（2015）	16,005	4.7%	322,079	338,084
平成28（2016）	17,609	5.2%	323,643	341,252
平成29（2017）	19,552	5.7%	325,597	345,149
平成30（2018）	20,954	6.0%	327,076	348,030



（外国人登録及び住民異本台帳による）

(2) 在留資格別の一覧表

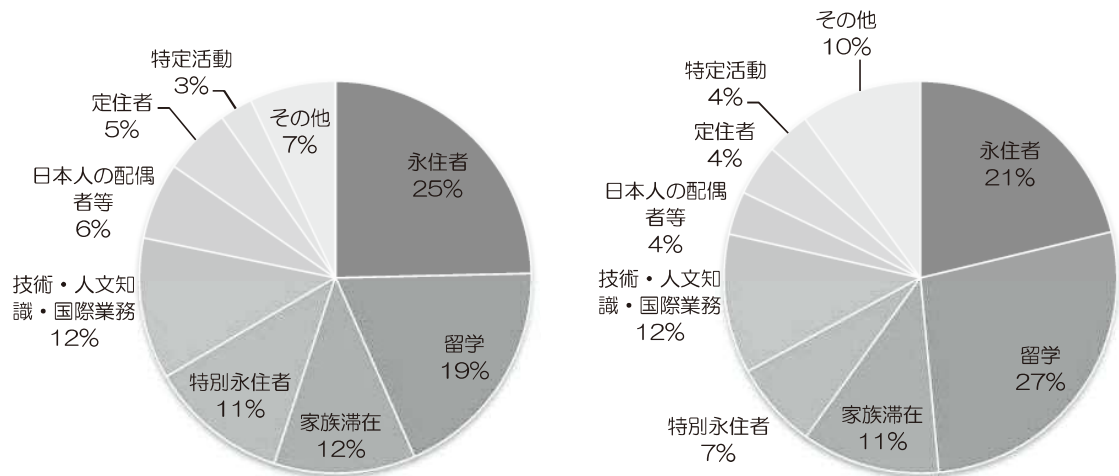
在留資格別の構成比では「留学」27パーセント、「永住者」が21パーセント、「技術・人文知識・国際業務」12パーセントと続いています。5年前の平成25年に比べ増加率が最も大きいのは、「留学」(113パーセント)で、次いで「特定活動」(95パーセント)、「家族滞在」(43パーセント)となっています。

(各年1月1日現在)

平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)						
在留資格	人数	在留資格	人数	在留資格	人数						
永住者	3,511	永住者	3,792	永住者	3,956	留学	4,262	留学	5,100	留学	5,715
留学	2,673	留学	2,631	留学	3,334	永住者	4,172	永住者	4,371	永住者	4,449
家族滞在	1,660	家族滞在	1,694	家族滞在	1,793	家族滞在	1,938	家族滞在	2,161	技術・人文知識・国際業務	2,418
特別永住者	1,638	特別永住者	1,608	特別永住者	1,606	特別永住者	1,589	技術・人文知識・国際業務	1,752	家族滞在	2,387
人文知識・国際業務	1,058	人文知識・国際業務	1,106	人文知識・国際業務	1,211	人文知識・国際業務	905	特別永住者	1,552	特別永住者	1,497
日本人の配偶者等	902	日本人の配偶者等	834	定住者	900	定住者	898	定住者	896	定住者	883
定住者	794	定住者	819	日本人の配偶者等	817	日本人の配偶者等	786	日本人の配偶者等	783	特定活動	760
技術	611	技術	600	技術	723	人文知識・国際業務	704	技能	604	日本人の配偶者等	747
技能	483	技能	501	技能	534	技能	546	特定活動	591	技能	654
特定活動	389	特定活動	389	特定活動	456	技術	500	人文知識・国際業務	414	経営・管理	375
永住者の配偶者等	164	永住者の配偶者等	194	投資・経営	226	特定活動	458	経営・管理	365	永住者の配偶者等	256
その他	365	その他	390	その他	449	その他	851	その他	963	その他	813

(住民基本台帳による)

【在留資格別の割合の変化】



【平成25年(2013年)1月1日現在】

【平成30年(2018年)1月1日現在】

※技術と人文知識・国際業務と合わせた人数の構成比である。

## 主な在留資格一覧表

在留資格	該当例
永住者	10年以上在留、その者の永住が日本国の利益に合致すること等の要件を満たし、法務大臣から永住の許可を受けた者
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
特別永住者	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留の資格者
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子
経営・管理	企業等の経営者・管理者等、本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動を行う者

※出入国管理行政の基本法である「出入国管理及び難民認定法」の平成26年度改正により、在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合、「投資・経営」から「経営・管理」への変更がなされていますが、本指針第3章1（2）表においては併存しています。

### (3) 国籍・地域別の一覧表

国籍・地域別にみると、中国が 10,411 人で全体の 49.7 パーセント、韓国・朝鮮が 2,713 人で 12.9 パーセント、ベトナムが 1,752 人で 8.3 パーセントとなっており、上位 3 か国で全体の 70.9 パーセントを占めています。

(各年 1 月 1 日現在)

平成20 (2008)		平成25 (2013)		平成26 (2014)		平成27 (2015)		平成28 (2016)		平成29 (2017)		平成30 (2018)	
国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	7,634	中国	7,930	中国	7,836	中国	8,517	中国	9,108	中国	10,029	中国	10,411
韓国・朝鮮	3,375	韓国・朝鮮	2,820	韓国・朝鮮	2,762	韓国・朝鮮	2,714	韓国・朝鮮	2,646	韓国・朝鮮	2,667	韓国・朝鮮	2,713
フィリピン	972	フィリピン	763	フィリピン	767	フィリピン	767	ベトナム	1,156	ベトナム	1,556	ベトナム	1,752
バングラデシュ	582	ミャンマー	592	ミャンマー	611	ミャンマー	674	フィリピン	786	ネパール	1,014	ネパール	1,265
ミャンマー	496	バングラデシュ	493	バングラデシュ	469	ベトナム	669	ミャンマー	778	バングラデシュ	944	バングラデシュ	1,191
インド	167	ネパール	233	ベトナム	433	バングラデシュ	597	バングラデシュ	756	ミャンマー	849	ミャンマー	995
米国	162	米国	159	ネパール	357	ネパール	562	ネパール	752	フィリピン	798	フィリピン	828
ブラジル	152	ベトナム	150	米国	178	米国	176	米国	200	米国	227	米国	229
タイ	139	タイ	148	タイ	145	タイ	152	タイ	157	タイ	166	フランス	187
英国	121	インド	127	インド	116	インド	125	フランス	136	フランス	164	インド	177
ネパール	78	ブラジル	84	フランス	81	フランス	118	インド	131	インド	158	タイ	172
インドネシア	68	フランス	71	ブラジル	79	ブラジル	86	モンゴル	104	スリランカ	98	スリランカ	86
その他	794	その他	678	その他	724	その他	848	その他	899	その他	882	その他	948

(平成 20 年は外国人登録数。平成 25 年以降は住民基本台帳による)

### 国籍・地域別推移





#### (4) 年齢階級別人口

年齢別にみると、20代が38.19パーセントと最も多く、次いで30代、40代の順となっています。20代及び30代で、在留外国人全体の約60パーセントを占め、若年層中心の年齢構成となっています。また、最近の5年間では20代・30代の増加が顕著です。

(各年1月1日現在)

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	構成比	平成30日本人	総人口	総人口に おける構成比	外国人人口の割合
0～9歳	901	1,000	1,095	1,197	1,337	1,448	6.91%	23,673	25,121	7.22%	5.76%
10～19	760	809	969	1,211	1,373	1,405	6.71%	20,738	22,143	6.36%	6.35%
20～29	4,564	4,487	5,218	6,138	7,176	8,003	38.19%	38,359	46,362	13.32%	17.26%
30～39	3,644	3,717	3,959	4,127	4,518	4,728	22.56%	49,656	54,384	15.63%	8.69%
40～49	2,349	2,341	2,360	2,408	2,481	2,586	12.34%	51,491	54,077	15.54%	4.78%
50～59	1,162	1,300	1,419	1,470	1,552	1,601	7.64%	38,674	40,275	11.57%	3.98%
60～69	527	551	620	665	703	746	3.56%	39,669	40,415	11.61%	1.85%
70～79	224	233	250	271	285	303	1.45%	36,976	37,279	10.71%	0.81%
80以上	117	120	115	122	127	134	0.64%	27,840	27,974	8.04%	0.48%
合計	14,248	14,558	16,005	17,609	19,552	20,954	100.00%	327,076	348,030	100.00%	6.02%

(住民基本台帳による)

#### (5) 地区別外国人の人口

地区別についてみると、王子東地区、滝野川東地区の外国人人口の割合が高くなっています。外国人が集住している地域があると認められます。

(平成30年(2018年)1月1日現在)

7地区ごと 日本人・外国人別	日本人人口			外国人人口			外国人割合	総計
	男	女	合計	男	女	合計		
浮間	11,308	11,245	22,553	810	854	1,664	6.87%	24,217
赤羽西	29,063	30,654	59,717	1,420	1,476	2,896	4.63%	62,613
赤羽東	26,080	25,042	51,122	1,451	1,296	2,747	5.10%	53,869
王子西	15,144	15,433	30,577	1,085	750	1,835	5.66%	32,412
王子東	36,230	37,169	73,399	2,733	2,789	5,522	7.00%	78,921
滝野川西	34,681	35,685	70,366	2,150	2,142	4,292	5.75%	74,658
滝野川東	9,929	9,413	19,342	1,033	965	1,998	9.36%	21,340
合計	162,435	164,641	327,076	10,682	10,272	20,954	6.02%	348,030

(住民基本台帳による)

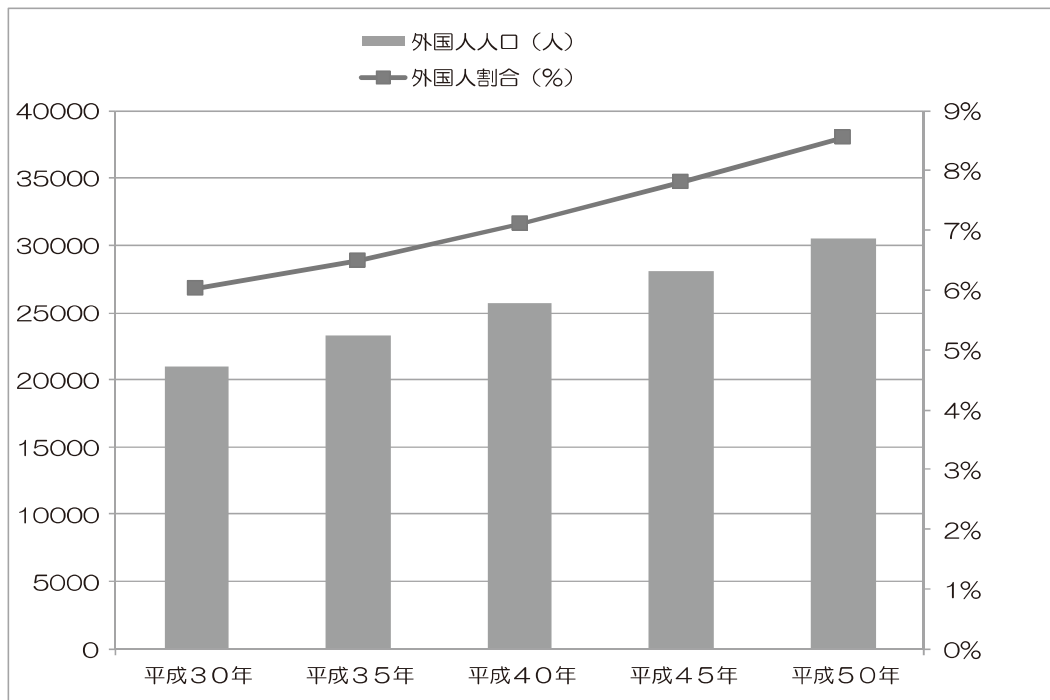
(6) 外国人人口の推計

平成30年(2018年)3月にまとめた北区人口推計調査報告書において、外国人人口は、日本全体として外国人入国超過数の増加が見込まれることから、北区においても増加を続け、平成50年(2038年)には30,518人まで増加すると推計しています。

※入国超過数=入国者数-出国者数

年	外国人	割合	日本人	計
平成 30 (2018)	20,954	6.02%	327,076	348,030
平成 35 (2023)	23,328	6.50%	335,300	358,628
平成 40 (2028)	25,719	7.10%	336,287	362,006
平成 45 (2033)	28,118	7.81%	331,491	359,609
平成 50 (2038)	30,518	8.55%	326,173	356,691

(平成30年(2018年)北区人口推計調査報告書による)



※全国・都の人口推計については資料編をご参照ください。

## 2 外国人区民をめぐる課題

### (1) 多国籍化に伴うコミュニケーションのあり方

北区では、区内に定住する外国人の増加が進み、人口の6パーセントを超え、国籍も多岐にわたっています。

これまでも、「北区国際化推進ビジョン」に基づき、外国人と日本人が共に地域社会において問題なく自立した生活を送ることができるよう、多文化共生社会の推進に努めてきましたが、依然として、言葉や文化の違いから課題が生じています。

お互いが安心して生活していくためには、コミュニケーションが重要であり、そのためには日本語の習得が必要です。外国人区民の中には、日本語がほとんど分からない人も多くいるため、日本語が理解できず情報が正確に伝わらないことにより誤解やトラブルが発生しています。

コミュニケーションに必要となる日本語を習得するためには、日本語学習支援の充実と学習指導の担い手の育成と質的向上が必要です。しかし、さまざまな理由から積極的に日本語を学習することができず、コミュニケーションに困難を抱える人も多く存在しています。

このため、日本での生活に馴染めず、理解不足から地域社会での生活に支障をきたしている場合もあることから、多言語での情報提供に努めるとともに日本語学習支援の充実や、やさしい日本語表記の徹底など、コミュニケーションの面から外国人区民の自立を促進する仕組み作りが必要です。

なお、国における日本語教育施策の動向にも注視していく必要があります。

また、区では、ごみの出し方などをはじめ、外国人区民の生活に必要な情報を多言語化し、窓口でパンフレット等を配布し周知を図っています。外国人区民に、さらなる周知を図る必要があることから、効果的な情報発信のあり方を検討する必要があります。

⇒ 課題1 情報提供の多言語化

課題2 日常生活における支援の充実

課題3 日本語学習機会の提供

### (2) 地域における区民の多文化共生に向けた意識啓発

多文化共生社会は、行政だけで実現できることではありません。

外国人区民をまちの担い手として捉えるためにも、地域コミュニティへの参加促進に努める必要があります。外国人区民が、自らの地域の課題に気づき、解決に向け日本人区民と協調して地域と関わりをもつことが重要であると考えます。

北区は住みやすいと思うか「思う」46パーセント、「やや思う」49パーセント、という、区民まつり国際ふれあい広場で行ったアンケート結果から、北区は住みやすいま

ちだと考えている外国人区民は多くいるようです。これからも住み続けたいと実感できるように、外国人区民に対し「災害時には何をすべきか」など、基礎的な知識を持ってもらうことや、地域の防災訓練に参加して地域とのつながりをつくるなど、安全対策の面からも、意識啓発が必要となります。

このほか、健康の相談や医療・介護を受けるにあたって、さまざまな場面で外国人区民が自立して生活できるよう環境の整備が必要です。

多文化共生社会は、外国人区民に日本を理解してもらうと同時に、日本人区民一人ひとりが、外国の文化を理解し、お互いが認め合う『肯定感』をもつことで育まれると考えます。

このような課題に対し、人権意識の啓発や国際理解教育をはじめ、北区の最重要課題の一つである「地域のきずなづくり」の観点から、お互いの文化を認め合い、外国人区民も地域住民の一員とする地域づくりを行うことが大切です。

⇒ 課題4 異文化理解の推進

課題5 交流機会の創出

### (3) 地域で活躍できる外国人及び外国人を支援する区民・団体等の育成

若年層の割合が高い外国人区民に期待されることは、町会・自治会をはじめとした地域活動への参画です。そのためには、外国人区民の教育や労働などの環境整備が必要と考えます。その方策の一つとして、外国人区民への行政情報の伝達や生活ルールの周知、地域活動の参加を促すといった役割を担う支援者「キーパーソン」を育成して、積極的に活用することが求められます。

また、外国人の方々を支援する団体などが連携することにより、さまざまな分野で多文化共生を推進していく必要があります。そうしたネットワークの拡大を図ることで、外国人区民を支援する人材の輪を広げるとともに、行政と区民の間に立った中間支援組織の整備を目指します。

⇒ 課題6 活躍する外国人の育成

課題7 人材の発掘・育成とネットワークづくり

以上、3つの大きな課題に分類し、7つの課題を施策の方向として抽出しました。

また、3つの大きな課題に対しては、次章で基本目標として3つの柱を設定することとします。

## 第4章 多文化共生に向けた基本的な考え（骨子）

### 1 多文化共生の定義

#### 《 本指針における「多文化共生」の定義 》

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（平成 18 年 3 月 総務省）

### 2 基本理念（目指すべき姿）

本指針は、北区における多文化共生社会の実現に向けた取り組みを体系化したものです。北区が目指す「多文化共生」では、日本人と外国人との隔たりがなく、近隣や地域などにおいて、互いの文化の違いを認め合い、互いを構成員として尊重し合っていることを「理想の姿」とし、次のとおり、目指すべき姿を指針の基本理念として決めました。

日本人と外国人が地域で相互理解を深め、  
ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区

### 3 指針の目標

本指針では、基本理念（目指すべき姿）の実現に向けた進捗状況を評価するポイントとして数値目標を定めるとともに、「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」といった3つの柱を基本目標として設定し推進していきます。

#### （1）数値目標（区民の意識向上）

平成30年（2018年）に実施する区民意識・意向調査において数値化する「外国人（日本人）への肯定感を持っている区民の割合」が、概ね5年後に行う同調査で1.25倍、概ね10年後には1.5倍の割合となることを目指して、数値目標を設定していきます。

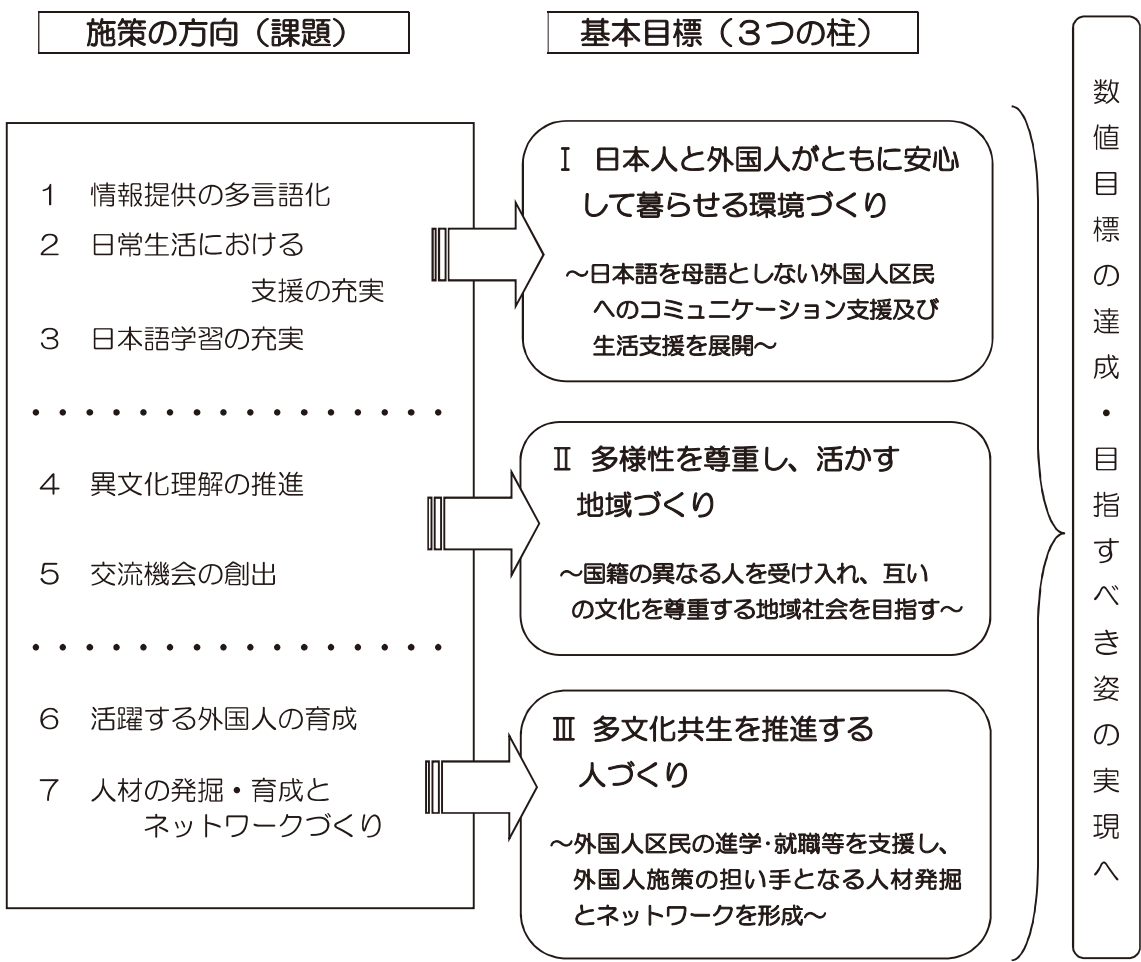
この肯定感については、基本目標2「多様性を尊重し、活かす地域づくり」の中で示しています。

(2) 基本目標（3つの視点）

基本理念（目指すべき姿）及び数値目標の達成に向けて、第3章の「現状から見た今後の課題」に基づき、次の3つの柱を基本目標に掲げました。

- |   |
|---|
| <p>1 日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり</p> <p>2 多様性を尊重し、活かす地域づくり</p> <p>3 多文化共生を推進する人づくり</p> |
|---|

《指針の全体像》



#### 4 多文化共生指針体系図

施策の方向（課題）から、重点施策（推進内容）を見出し、体系化しました。

基本理念 （将来像）	基本目標 （目指すべき姿）	施策の方向 （課題）	重点施策 （推進内容）
日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち北区	1 日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり	(1) 情報提供の多言語化	① 多言語及びやさしい日本語による対応
			② 行政情報や各種案内等の多言語化
		(2) 日常生活における支援の充実	① 相談体制の整備
			② 生活情報等の充実
			③ 外国語資料の収集及び提供
		(3) 日本語学習の充実	① 日本語学習を行う支援団体との連携
			② 外国人区民の日本語学習の推進
			③ 外国人児童・生徒等への学習支援
			④ 就学前からの教育・支援の充実
	2 多様性を尊重し、活かす地域づくり	(1) 異文化理解の推進	① 区民等への意識啓発
			② 多文化教育の推進
			③ 研修会等の実施
		(2) 交流機会の創出	① 外国人区民の地域参画の推進
			② 交流イベント等の実施
	3 多文化共生を推進する人づくり	(1) 活躍する外国人の育成	① 外国人区民の活躍と社会参加の促進
② 外国人区民の就業・起業支援			
③ 外国人児童・生徒等へ学習支援（再掲）			
④ 就学前からの教育・支援の充実（再掲）			
(2) 人材の発掘・育成とネットワークづくり		① 多文化社会の担い手となる人材の発掘・育成	
		② 大学などとの連携	
		③ 区民や支援団体等とのネットワークの形成	

## 第5章 重点施策と推進内容

### 基本目標1：日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり

#### (1) 情報提供の多言語化

外国人区民の多国籍化に伴い、行政サービスの情報提供については多言語化が求められています。英語・中国語・ハングル（韓国・朝鮮語）で表記してきたパンフレットや公共サイン（注12）等においても、一層の工夫が必要な状況です。今後は、「やさしい日本語」（注13）やイラスト、ユニバーサルデザインの活用等を図っていきます。

#### ① 多言語及びやさしい日本語による対応

多言語による窓口対応を充実させるために、通訳クラウドや国際交流・協カボランティアを活用していきます。また、外国人の方々に対し、母語と日本語が話せる知人が付き添って来庁すると、手続きが円滑に行えることについて、周知していきます。

##### 【検討】

- やさしい日本語の取組み
- 通訳クラウドサービスの充実
- 国際交流・協カボランティア及び支援団体等の活用

#### ② 行政情報や各種案内等の多言語化

北区公式ホームページの自動翻訳サービスを行っています（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語）。また、区から提供するお知らせ、生活情報、行政情報などを国際交流・協カボランティア等が翻訳・多言語化していきます。

##### 【推進】

- 北区国際交流紙“Global Thinking”（グローバルシンキング）の内容充実
- 業務案内等の多言語化の推進
- 国際協カ団体や企業等が開発した「情報アプリ」及び「情報サイト」の活用

##### 【検討】

- 「やさしい日本語」普及事業（職員研修・講座等）の実施

---

注12) 公共サイン：不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置するもの。

注13) やさしい日本語：難しい単語を使わないなど、外国人のためにわかりやすく工夫をした日本語で、漢字の熟語はできるだけ避け、さらに、短い文章に分け、意味をわかりやすくしたもの。



## (2) 日常生活における支援の充実

北区では、ごみの出し方などをはじめ、外国人区民の生活に必要な情報を多言語化し、窓口等で配布し周知を図っています。しかし、依然として、行政情報の理解不足等が指摘されていることを踏まえ、より多くの外国人区民に周知を図るため、効果的な情報発信のあり方を検討し、丁寧に対応していきます。

また、区民まつり国際ふれあい広場で実施した、アンケート調査では、「北区は住みやすいと思う」が46パーセント、「やや思う」が49パーセントという結果であり、北区は“住みやすいまち”だと考えている外国人区民は多くいるようです。そのことから、さまざまな機会を捉え、日本のルールを周知していきます。

### ① 相談体制の整備

外国人区民を対象に日常生活上の諸課題について、情報提供するとともに、英語及び中国語で、専門相談員が相談に応じています。

今後、相談件数など実績に応じて、多言語化も含めた検討を進めていきます。

【検 討】

○外国人相談の多言語対応等

○身近な総合相談窓口の設置

※総合相談窓口（注 14）

### ② 生活情報等の充実

地域で日本人とともに安心して暮らすために、防災、住宅、労働、医療、福祉及び教育などの生活情報等、各分野の確実な情報提供を図ります。

例えば、外国人区民向けに多言語（英語、中国語、ハングル（韓国・朝鮮語））で「家庭ごみの正しい出し方」のパンフレットを作成し、清掃事務所で随時配布しています。

また、庁舎においては、案内図を英語、中国語で作成していますが、今後は、緊急時・災害時に備え、外国人にわかりやすいイラストや表記について研究していきます。

多言語による資料やパンフレットの作成等については、必要に応じて、国際交流協力ボランティアによる翻訳をはじめ、通訳を通じて伝えていきます。

とくに、防災対策については、外国人区民に適切な支援を行うとともに、防災講座や地域の防災訓練への参加を促す等、自助力の向上（自分で自分を助ける）、さらには共助（家族、企業や地域で共に助け合う）のための意識啓発を行います。

※公助：行政による救助・支援のこと

---

注 14) 総合相談窓口：地域で誰もが安心して暮らすことができるよう、日常生活での心配事や困ったことがある時に気軽に相談できる窓口。

【推 進】

- 外国語版及び「やさしい日本語」によるパンフレット等の作成・配付
- 東京都の実施事業を含む防災訓練等への参加促進

【検 討】

- SNSによる情報発信
- 国際協力団体等のサイトと連携した情報提供

### ③ 外国語資料の収集及び提供

外国人区民のための生涯学習の機会や趣味を広げてもらえるよう、中央図書館、滝野川図書館及び赤羽図書館では、「国際コーナー」を設置し、外国語図書、雑誌の貸出を行っています。

また、国際交流・協力ボランティアの協力で、区内在住の外国人の幼児（3歳～5歳程度）から小学校低学年と保護者を対象に英語による「おはなし会」を開催しています。中央図書館で進めている北区の歴史の紹介では、多くの外国人の方に北区への愛着や関心をもってもらうために、今後、外国語に翻訳した刊行物を発行する予定であり、外国人区民を対象とした取組みを推進していきます。

【推 進】

- 国際コーナー（中央図書館）の利用促進に向けたPR
- 外国語書籍を貸し出している地区図書館のPR
- 「TOKYO 北区のKITA みち～目で見ると見る北区の歴史～」外国語版の編集
- 外国語書籍等の充実
- 図書館における国際交流・協力ボランティアの活用

### （3）日本語学習の充実

外国人区民の中には、日本語がわからない人も多くいるため、情報が正確に伝わらないことにより、日常生活において誤解やトラブル等が生じています。

日本人とのコミュニケーションを図るためには、日本語の習得は欠かせませんが、日本語を学習する機会に恵まれず、コミュニケーションに困難を抱える外国人区民も多く存在しています。

外国人区民が、幼児期（就学前）から日本語学習を受けておくことは、就学後の発育とともに、将来の進学や就職、さらには地域社会での活躍などに大きく影響することから、多国籍化の現状を見据え、コミュニケーションの壁を解消するため、幼児期を含めた日本語学習の機会の拡充を図ります。

### ① 日本語学習を行う支援団体との連携

日本語学習の機会を提供する支援団体との情報交換会やボランティアとの連携をはかり、新たなボランティアを募るなど、外国人区民の支援体制について検討を進めます。

#### 【推 進】

○NPO・ボランティアぶらざとの連携

○文化センターとの連携

#### 【検 討】

○日本語学習の実施状況の把握及び実施が必要な地域における支援

○（仮称）日本語学習支援ボランティアの募集

### ② 外国人区民の日本語学習の推進

外国人区民が日本人区民とコミュニケーションを図るうえで、日本語を学ぶことは、大変重要です。

そこで、支援団体が行っている日本語学習の場について広報するとともに、文化センター等で実施している外国人区民向けの講座の開催を積極的にPRします。

#### 【推 進】

○日本語学習に関する情報発信

#### 【検 討】

○日本語学習の場の確保

### ③ 外国人児童・生徒等への学習支援

「北区教育ビジョン」では、「義務教育の9年間は将来を生き抜いていく力を養うために最も重要な時期」としていることから、外国人区民の子どもたちが日本語を理解するための学習支援を行っていきます。

近年は外国人の児童数が増加傾向にあることから、日本語教育をはじめとした、学習支援の充実を図ります。

#### 【推 進】

○小学校3年生以上で、日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教える「日本語適応指導教室」を設置 ※日本語適応指導教室設置校（中学校1校、小学校2校）

○小学校1，2年生並びに小学校3年生以上で、通級が困難な児童・生徒に対し、在籍校へ日本語適応指導員を派遣

#### 【検 討】

○増加する外国人児童・生徒等に対する日本語適応指導の充実

#### ④ 就学前からの教育・支援の充実

就学前における日本語や日本の生活・文化に触れる機会の充実を図ります。

また、幼稚園・保育園での教育・保育により、早い段階からコミュニケーション能力の獲得とともに就学につなげていきます。

##### 【推 進】

○外国人区民の子どもの学習支援を行っている支援団体との連携

##### 【検 討】

○就学前の子どもの保護者向け支援

○就学への誘導を兼ね備えた学習支援

### 基本目標2：多様性を尊重し、活かす地域づくり

#### (1) 異文化理解の推進

多文化共生の意識啓発に並行して、自国の文化や習慣等を大切にしながら、互いの多様性を認め合う「異文化理解」について推進していきます。

国や地域ごとの文化の違いを理解し、偏見や差別を解消することは、多文化共生社会を実現するための基本であることから、外国文化体験事業や区職員向けの研修、区民対象の啓発イベント等を継続的に行っていきます。

また、日頃から、外国人区民とコミュニケーションをとり、交流する機会がある日本人区民を増やすために、福祉や教育、地域活動など、様々な分野で接点を見出していきます。

#### ① 区民等への意識啓発

多文化共生に向けた施策を着実に進めていくためには、区民全体を対象として促す「意識啓発」にあると考えます。互いの偏見をなくし、相互の肯定感を持つことができるよう、意識啓発に努めます。

##### 【推 進】

○多文化共生PR強化月間の設置

学校や地域、支援団体等の協力を得ながら、対外的にアピールします。

また、一般財団法人自治体国際化協会の協力を得て、講演やパネル展示等を実施していくことについても併せて検討します。

○人権週間及び平和祈念週間等の活用

国際化推進事業の関連施策である人権や平和祈念の行事等を通じて、積極的にアピールするとともに、国際化施策の展示などさまざまな機会を捉えて実施していきます。

○東京都などが実施する事業のPR

## ② 多文化教育の推進

区教育委員会では、国際理解教育推進プロジェクト及びグローバル人材育成プロジェクトとして、国際社会に生きる日本人を育成するため、人権尊重の精神の育成を基にした人間理解や自国及び世界の伝統・文化の理解、英語力やコミュニケーション能力を育成していきます。 ※多文化教育(注 15)

### 【推 進】

#### ○多文化理解に関する授業

学校における「社会科」「音楽」「美術」「道徳科」「総合的な学習の時間」等で、多文化理解に関する授業を行っています。また、日本伝統文化教育（茶道、華道、着付、相撲等）を実施しています。

## ③ 研修会等の実施

多様性への理解を深めるため、区民向けに多文化教育を中心とした研修や外国人とのコミュニケーションを図るために有効な「やさしい日本語」の講習会などを実施します。

また、区職員を対象とし、関係機関による専門講師の派遣などを活用して、窓口などにおける外国人区民との接遇をはじめ、職層や担当業務に応じた、より効果的な研修を実施していきます。

研修会等を実施する際には、可能な範囲で、NPOと連携・協働を図ります。

### 【推 進】

#### ○（仮称）多文化共生研修の実施

#### ○外国人区民による外国語講座の実施

## (2) 交流機会の創出

区では、「地域のきずなづくり」を最重要課題の一つとしていることから、外国人区民の方々にも北区に愛着を持って暮らしていただけるよう、日本人区民との交流機会を創出し、互いの多様性を認め合う地域づくりを推進していきます。

---

注 15) 多文化教育：学校や地域で外国出身者を含む児童・生徒が、互いの生活習慣や文化的違いを認め合い理解を深めるための教育。

## ① 外国人区民の地域参画の推進

外国人区民が町会・自治会やPTA、地域行事に参加し、さらには地域の担い手（役員等）として、様々な場で活躍することが期待されています。互いの顔が見える関係を構築することで、お互いの文化や生活習慣を理解し、相談や情報交換もしやすくなることで、地域の活性化を促していきます。

また、区政モニター（注 16）への外国人区民の参加についても、地域参画の推進に向けた方策の一つと捉え、検討を進めます。

### 【推 進】

- 先進的な町会・自治会の事例を参考とした地域参画

### 【検 討】

- 外国人モニターの設置
- 地域活動に関する多言語又はやさしい日本語での案内パンフレット配付

## ② 交流イベント等の実施

区では、異文化体験交流事業の一環として、外国人区民向けに、日本文化を紹介するイベントを行い、お茶、生け花、琴、折り紙の体験を行っています。

また、毎年10月に実施される「ふるさと北区区民まつり」において、国際協力団体の協力による「国際ふれあい広場」を設け、他国の料理やパフォーマンスなどを楽しむ交流の場となっています。

区民主体の多文化共生事業として、外国人の支援団体（ボランティア）によるさまざまな事業実施を促進していきます。

また、大学・日本語学校などの留学生が参加している短期国際交流員事業や、東京国際フランス学園と学校・地域との交流事業は、相互理解を深めるために、効果的な取り組みであり、今後、さらなる推進を検討していきます。

### 【推 進】

- 日本及び外国文化体験イベントの開催
- 区民まつり（国際ふれあい広場）のPR及び参加促進
- 東京都や関係機関が実施するイベントのPR
- 大学及び日本語学校などと連携した留学生との交流事業

### 【検 討】

- （仮称）異文化交流会の実施

---

注 16) 区政モニター：区政に対する区民の方の実情、要望、意見などを組織的、継続的に収集し、区政に反映させるための制度。

## 基本目標3：多文化共生を推進する人づくり

### (1) 活躍する外国人の育成

外国人区民は支援の対象である一方、外国人ならではの視点や文化・経験を活かして活躍することが期待されます。

さらに、外国人区民が就業・就労機会を得ることや、働きながら地域やNPO・ボランティアなどの団体活動に参加することなど、外国人区民に社会参画を促していくことも大切です。

#### ① 外国人区民の活躍と社会参加の促進

外国人区民は、子育て、教育、仕事などを通じて、地域社会とつながりをもって暮らしています。

地域社会に貢献できる外国人区民を育成していくために、外国人向けボランティア講座などを行います。

##### 【検討】

- 外国人区民向けボランティア講座

#### ② 外国人区民の就業・起業支援

外国人が就業機会を得るために、ハローワークや地域の産業団体などと連携する必要があります。また、外国人労働者の就業環境の改善、地元企業の理解や意識啓発も大切です。

外国人の発想を活かして活躍できるように、情報提供など、日本人区民と同様に外国人区民の起業支援も推進します。

##### 【推進】

- 外国人区民の起業・就労支援

##### 【検討】

- ハローワークや区内企業等との連携

#### ③ 外国人児童・生徒への学習支援（再掲）

#### ④ 就学前からの教育・支援の充実（再掲）

## (2) 人材の発掘・育成とネットワークづくり

区内には、外国人への日本語学習支援や交流事業などを行っている NPO 法人やボランティア団体（本指針で「支援団体」と表記）があります。

多文化共生を推進するためには、行政だけでは限界があることから、中間的な立場で外国人を支援する区民など（キーパーソン）の発掘・育成とともに、多文化共生を推進するため、ネットワークの形成を促していきます。

### ① 多文化社会の担い手となる人材の発掘・育成

日本人と外国人を結ぶ主体と連携し、様々な交流事業を展開する中で、日本に住み慣れている外国人区民が日本人区民とともに、イベントの担い手となり活躍しています。外国人支援を長く続けている区民の中から、外国人の自立や社会参画を促す主体となる「キーパーソン」を発掘し、多文化共生に向けて課題解決を図っていく必要があります。

今後も、外国人人口の増加に伴い、ますますその必要性が高まっていくと見込まれるため、キーパーソン及びキーパーソンとなり得る人材の育成に努めます。

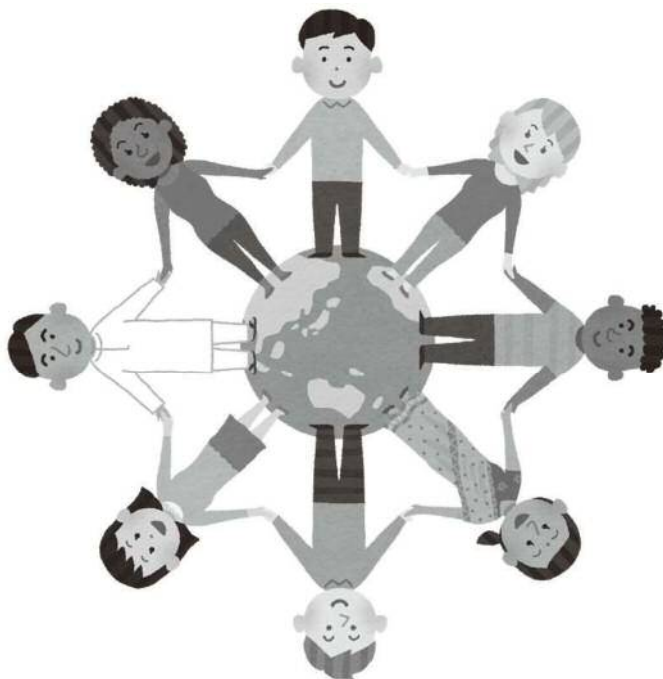
#### 【推 進】

○国際交流協力ボランティアの充実

○NPO・ボランティアぶらざとの連携（再掲）

#### 【検 討】

○多文化共生コーディネーター（注 17）研修への参加



注 17) 多文化コーディネーター：多言語・多文化化によって起こる様々な課題に、多様な人々・組織・機関との連携協働で対応していける人材。



## ② 大学などとの連携

これまでも包括協定（注 18）を締結している大学や区内の日本語学校などの協力を得て、留学生と区民が交流するなど、関係づくりを図ってきましたが、在留資格のトップが「留学」であることをチャンスと捉え、より一層の交流を図り、多文化共生に向けた協力を促していきます。

また、留学生との交流事業に参加している大学や日本語学校、区立小・中学校と交流を行っている東京国際フランス学園についても貴重な資源であり、連携を図っていきます。

### 【推 進】

- 大学・日本語学校・外国人学校などとの連携強化
- 留学生のボランティア参加

### 【検 討】

- 大学生などと連携した多文化共生事業の実施

## ③ 区民や支援団体等とのネットワークの形成

多文化共生については、北区にとってたいへん重要な課題である一方、行政だけでは限界があることから、区民や支援団体が緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

そのため、キーパーソンを中心とした多様な人材や支援団体等によるネットワーク（（仮称）北区多文化共生ネットワーク）を形成していきます。

### 【推 進】

- 関係機関との情報交換
- 区が実施する「政策提案協働事業」などの活用

### 【検 討】

- （仮称）北区多文化共生ネットワークの形成

---

注 18) 包括協定：特定の事柄のみに留まらず関連する事項全般において協力・連携の関係を築くことを旨とする協定、包括的な連携関係を構築するための協定。

## 第6章 多文化共生に向けた推進体制

### 1 推進体制の構築

本指針における各施策を効果的に実施していくために、庁内の推進機関として、北区長を長とする（仮称）多文化共生推進本部を設置します。当該本部において、多文化共生指針の進捗管理を行うこととし、指針の実効性を確保します。

この本部のもとに、多文化共生指針に基づき、行動計画を策定し、区全体の取組みとして、区の各部署が多文化共生を推進していきます。

また、多文化共生を推進する専管組織を区に設置することについて検討します。

さらに、外国人区民を含む区民参加により、指針の進捗管理と見直しを行う仕組みについて検討します。

### 2 区民や支援団体等との連携・協働の推進

多文化共生はさまざまな分野にわたる課題であり、行政だけで推進するには限界があります。地域の課題解決にあたり、区民をはじめ、地域団体、NPO・支援団体、大学、企業など、多様な主体との連携や協働は欠かせないものです。

区は、多くの主体が加わったネットワークを形成して、NPO・ボランティア等さまざまな機能等を活用しながら、多様な主体との連携・協働を推進します。

さらに、ネットワークを形成する中で、区と区民・支援団体等との間に入り、多文化共生を担う中間支援組織の立ち上げに向けて支援をしていきます。

### 3 国や東京都などとの連携

多文化共生を効果的に推進していくために、国や東京都と連携していく必要があります。国や東京都のほか、一般財団法人自治体国際化協会（注 19）、東京都国際交流委員会（注 20）などと連携していきます。

また、東京圏では多文化共生にかかる同様の課題を抱えている自治体も多いため、広域的なエリアで連携を図っていく必要があります。

外国人の割合が高い周辺自治体などとの情報交換をはじめ、他区市などと連携した多文化共生施策について研究していきます。

---

注 19) (一財)自治体国際化協会：一般財団法人自治体国際化協会は7つの海外事務所を活用した地方公共団体等の海外活動支援や、諸外国の地方自治に関する調査研究、また、地域の語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）を推進しているほか、地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援を行っています。

注 20) 東京都国際交流委員会：総務省の認定を受けた地域国際化協会と連携し、国際交流・協力を促進する情報提供や普及啓発を行っています。



## 資料編



1. 北区多文化共生指針策定検討会設置要綱
2. 北区多文化共生指針策定検討会開催実績
3. 北区多文化共生指針策定検討会委員名簿
4. 平成29年度北区政策課題研究会 ROSÉ
  - (1) 活動記録
  - (2) 事業提案概要
5. 北区人口推計調査報告書（抜粋）

## 1. 北区多文化共生指針策定検討会設置要綱

29北総総第1151号

平成29年 4月11日

### (目的)

第1条 多文化共生に係る北区の施策について、区民との協働により指針を策定するため、北区多文化共生指針策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討会は、区長の諮問に基づき、多文化共生に係る北区の施策の指針及びその他必要な事項について検討し、答申する。

### (構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- |             |      |
|-------------|------|
| 一 学識経験者     | 1名程度 |
| 二 区内各種団体構成員 | 6名程度 |
| 三 公募の委員     | 2名程度 |
| 四 区職員       | 1名程度 |

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討会が第2条の規定による答申を行ったときに満了する。  
2 委員が欠けたときは、補欠委員を置く。

### (会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。  
2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。  
3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。  
2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。  
3 検討会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
4 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

## 2. 北区多文化共生指針検討会開催実績

### 【第1回】

開催日：平成29年（2017年）5月23日

テーマ：「区長からの諮問」

1. 北区における国際化推進の現状と把握
2. 多文化共生指針策定の趣旨と意義

### 【第2回】

開催日：平成29年（2017年）7月19日

テーマ：「多文化共生指針の方向性について」

1. 多文化共生指針の基本目標
2. 多文化共生指針が目指す施策の方向

### 【第3回】

開催日：平成29年（2017年）11月29日

テーマ：「具体的な施策について」

1. 地域の中でどのような施策が必要か
2. 多文化共生社会づくりについて

### 【第4回】

開催日：平成30年（2018年）2月2日

テーマ：「多文化共生指針（素案）について」

1. 多文化共生指針（素案）の確認
2. パブリックコメントについて

### 【第5回】

開催日：平成30年（2018年）6月5日

テーマ：「パブリックコメントの実施結果について」

1. パブリックコメントの意見の要旨・区の考え方
2. 多文化共生指針（最終案）の確認

### 【第6回】

開催日：平成30年（2018年）7月24日

テーマ：「区長への答申」

1. 多文化共生指針策定後の予定

### 3. 北区多文化共生指針策定検討会委員名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	所属	選出区分
会長	わたど いちろう 渡戸 一郎	明星大学名誉教授	学識経験者
副会長	まるやま たかし 丸山 隆司	北区日中友好協会事務局長	各種団体
委員	いずおか こ 出岡 まり子	日本語テラス	各種団体
委員	ながい よしこ 永井 芳子	コアラサークル	各種団体
委員	わたなべ しゅういち 渡辺 秀一	豊島連合町会長 豊島五丁目団地自治会会長	町会・自治会
委員	いのうえ やすお 井上 靖夫	J E T日本語学校 校長	日本語学校
委員	ジョルジュ グザヴィエ	東京国際フランス学園	外国人学校
委員	すどう けいこ 須藤 恵子	日本語適応指導員	日本語適応指導員
委員	やまだ のりこ 山田 訓子	公募区民	公募区民
委員	なかざわ よしあき 中澤 嘉明	区総務部長	区職員



#### 4. 平成29年度北区政策課題研究会 ROSÉ

「ROSÉ」は、北区の課題解決のために調査研究を行うことを目的とした、若手職員による政策課題研究会です。

平成29年度は、「多文化共生社会実現のための調査・研究」という課題のもと、「日本人と外国人との交流によって相互理解が進む状況を作り出す」ことを主眼に、様々な方との意見交換・グループワーク・現地調査等を重ね、報告会を行うとともに、成果を事業提案書にまとめました。

##### (1) ROSÉ 活動記録

回	月 日	内 容
第1回	平成29年(2017年)4月18日	・北区の現状と課題について
第2回	平成29年(2017年)5月12日	・SWOT分析発表、意見交換
第3回	平成29年(2017年)5月23日	・メンバー、アドバイザー意見交換
第4回	平成29年(2017年)6月6日	・多文化共生とは ・北区の現状
第5回	平成29年(2017年)6月22日	・多文化共生事例集について
第6回	平成29年(2017年)7月6日	・事例集を踏まえた意見交換
第7回	平成29年(2017年)7月20日	・メンバー意見交換
第8回	平成29年(2017年)8月2日	・外国人店主飲食店視察報告 ・アドバイザー意見交換
第9回	平成29年(2017年)8月21日	・多文化共生キーパーソンインタビュー報告
第10回	平成29年(2017年)9月8日	・多文化共生キーパーソンインタビュー報告
第11回	平成29年(2017年)9月26日	・多文化共生キーパーソンインタビュー報告 ・区職員向けアンケート報告
第12回	平成29年(2017年)10月11日	・中間報告に向けて
※	平成29年(2017年)10月17日	・中間報告会
第13回	平成29年(2017年)11月1日	・中間報告のふり返り、意識共有
第14回	平成29年(2017年)11月17日	・団地、国際交流センターの視察について(検討) ・多文化共生ツールについて(検討)
第15回	平成29年(2017年)12月5日	・浮間三丁目団地視察報告 ・彩むすびカフェ交流会報告
第16回	平成29年(2017年)12月22日	・浮間地域振興室ヒアリング報告 ・事業提案について ・アドバイザー意見交換
第17回	平成30年(2018年)1月10日	・各団地調査進捗報告
第18回	平成30年(2018年)1月19日	・ツール、団地、イベント、各班進捗報告、意見交換
第19回	平成30年(2018年)1月29日	・ツール、団地、イベント、各班進捗報告、意見交換
第20回	平成30年(2018年)2月6日	・ツール、団地、イベント、各班進捗報告、意見交換
第21回	平成30年(2018年)2月16日	・ツール、団地、イベント、各班進捗報告、意見交換
※	平成30年(2018年)2月19日	・各部課長質疑応答会
第22回	平成30年(2018年)2月28日	・ツール、団地、イベント、各班進捗報告、意見交換
第23回	平成30年(2018年)3月7日	・最終報告会リハーサル
※	平成30年(2018年)3月12日	・最終報告会
第24回	平成30年(2018年)3月22日	・事業提案書調整

## (2) 事業提案概要

### ① ママ友多文化交流事業

未就学児がいる日本人と外国人の母親が交流できる機会を確保する「ママ友多文化交流」を提案します。

実施はNPO法人等に委託し、実施場所は未就学児の同伴を考慮し、子どもが遊べるスペースを確保できる児童館・区有施設の和室・民間のカフェ等で検討します。実施頻度は、他自治体の例や実施したイベントのフィードバックから月に1~2回、子ども同伴の母親の負担が増えてしまわないよう午前10時から12時の間での開催が妥当と考えました。

テーマはお互いの国の文化紹介、子育ての悩み相談、食事会、言語教室等から、受注者と協議して設定していきます。将来的には地域の担い手が、行政の手に頼ることなくイベントを自走させていくことを目指し事業を展開します。

### ② 団地共生活性化事業

団地に住む日本人と外国人の生活・文化の違いに着目し、相互理解促進の機会を提供するために、行政・自治会・学生・NPO法人の四者が効果的に連携して人材不足を補うことで、多文化共生事業を速やかに実施することを可能とする「キ多文化スクエア(四角体制型システム)」を提案します。

行政からは、町会・自治会に対して広報や多言語表示の掲示物、案内の提供などを行います。NPO法人に対しては、町会・自治会で地域イベントなどを実施する際の人材や費用面の支援などを行います。NPO法人からは、自治会への支援を学生と共に行っていただきます。NPO法人は独自のノウハウをもっており、学生には枠にとらわれない発想力と行動力があるため、協働・協力することでより魅力のあるイベントが実施できることが期待できます。

### ③ 多言語情報ツール作成事業

「既存の多言語情報ツールを最大限に活用し」、「これらをひとつなぎに連携させ」、「情報を一元化する」、これら3つの機能を満たすポータルサイトの運用と、「外国人スタッフがいて」、「多言語での接客ができ」、「区政に関する情報を提供できる」お店を、外国人生活サポート協力店として登録し区が紹介することによって、外国人が直接気軽に相談できる地域拠点づくりを行うことを提案します。

外国人が的確な行政情報を、的確なタイミングで手に入れる強力なサポートになることにより相互理解が深まることが期待できます。この事業にご協力いただけるお店に対して、ポータルサイトの二次元バーコードを記載したポスターを店頭に掲出してもらい、代わりに北区のサイトで事業に協力的なお店として紹介します。

## 5. 北区人口推計調査報告書（抜粋）

### 全国、東京都および北区における外国人の動向

本章では、人口推計のベースとなる国勢調査より、平成7年から平成27年までの外国人の人口・世帯の動向を、全国、東京都、北区および23区などについて分析する。ただし、平成7年の国勢調査では年齢の区分が行なわれていないため、年齢別の人口については平成12年から平成27年の調査を基に分析する。

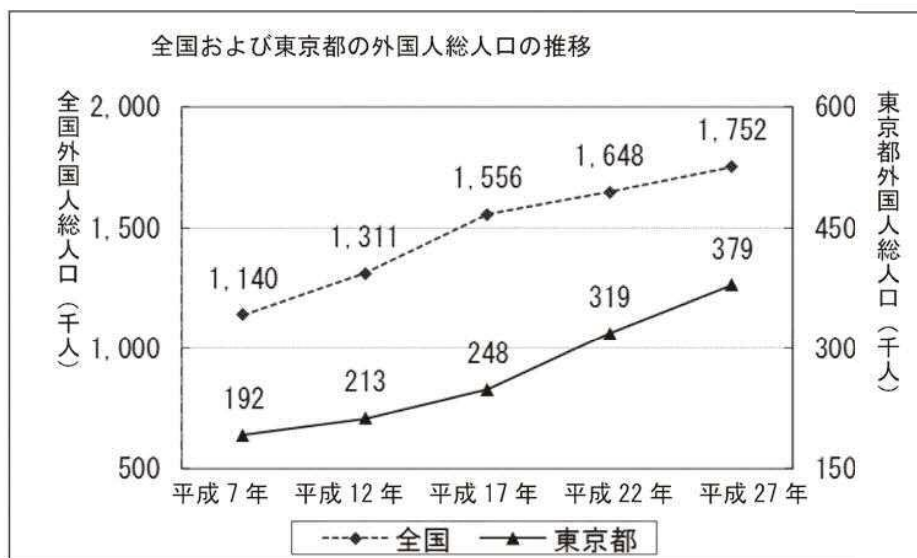
### 全国および東京都における外国人の動向（国勢調査）

#### 外国人の総人口の推移（年齢不詳を含む）

平成7（1995）年～平成27（2015）年における全国の外国人の総人口（年齢不詳を含む）の推移をみると、平成7（1995）年で1,140千人であり、増加を続け、平成27（2015）年には1,752千人になった（平成7年から53.7%増）。

一方、東京都の外国人の総人口は、平成7（1995）年に192千人であったが、増加を続け平成27（2015）年には、379千人まで増加した（平成7年から97.4%増）。

	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成7～平成27年 増減率
全国	1,140	1,311	1,556	1,648	1,752	53.7%
東京都	192	213	248	319	379	97.4%



（資料：国勢調査）

※北区人口推計調査報告書P. 22より抜粋

## 北区および東京 23 区における外国人の動向（国勢調査）

### 外国人の推移（年齢不詳を含む）

平成 7（1995）年～平成 27（2015）年にかけての北区の外国人は、平成 7（1995）年の 6,691 人から平成 27（2015）年の 15,152 人（8,461 人増：126.5%増）と増加傾向にある。

東京 23 区を見てみると、平成 7（1995）年～平成 27（2015）年への外国人の推移は、東京 23 区計で 103.0%増、都心 3 区<sup>注1)</sup>計で 184.0%増、都心 10 区<sup>注2)</sup>計で 151.0%増、北区を含む周辺 13 区<sup>注3)</sup>計でも 78.2%増とすべてで増加傾向を示している。

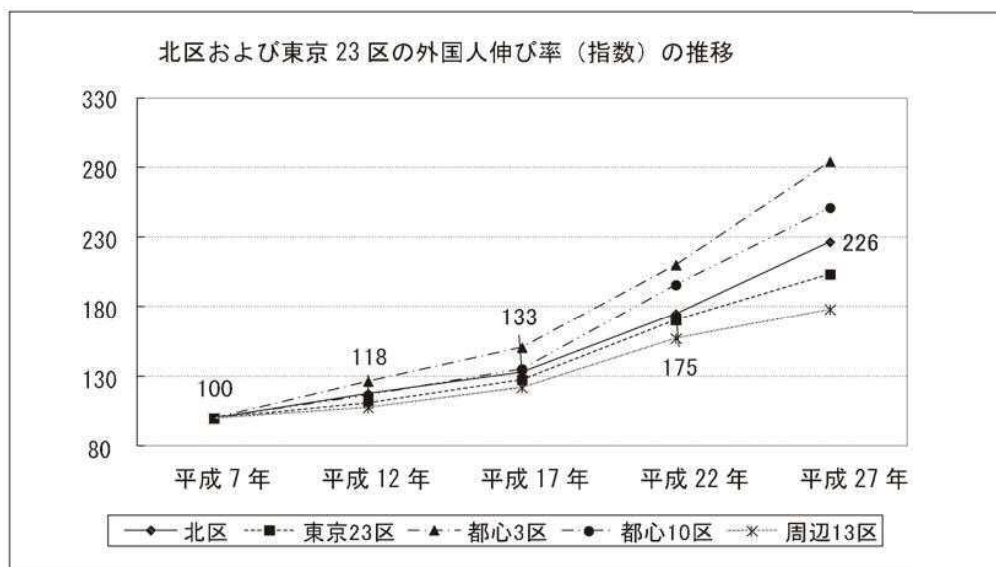
東京 23 区と比較すると、北区の外国人増加率は東京 23 区計より大きく、平成 7 年以降、一貫して増加している。

注 1) 「都心 3 区」：千代田区、中央区、港区。

注 2) 「都心 10 区」：都心 3 区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、渋谷区、豊島区。

注 3) 「周辺 13 区」：品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、北区。

外国人	平成7年 1995	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	平成7年～ 平成27年 増減率
北区	6,691	7,873	8,909	11,706	15,152	126.5%
東京23区	156,855	173,615	198,949	267,229	318,457	103.0%
都心3区	8,415	10,628	12,707	17,674	23,900	184.0%
都心10区	53,469	62,300	72,473	104,544	134,221	151.0%
周辺13区	103,386	111,315	126,476	162,685	184,236	78.2%



（資料：国勢調査）

※北区人口推計調査報告書P. 26より抜粋

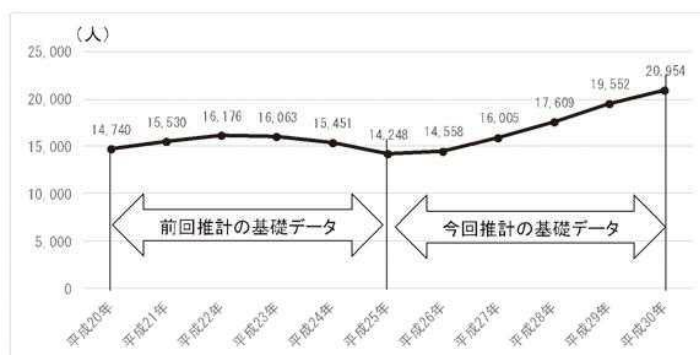
## 外国人人口の推計

### 推計方法

#### (近年の北区の外国人人口の動向)

前回の推計期間である平成 20 年（2008）年～平成 25（2013）年の外国人人口は、年次によって増減が見られ、期首と期末を比較すると微減となっている。これに対し、今回は一貫して外国人人口が増加傾向にある（6,706 人増加）。

外国人人口の推移

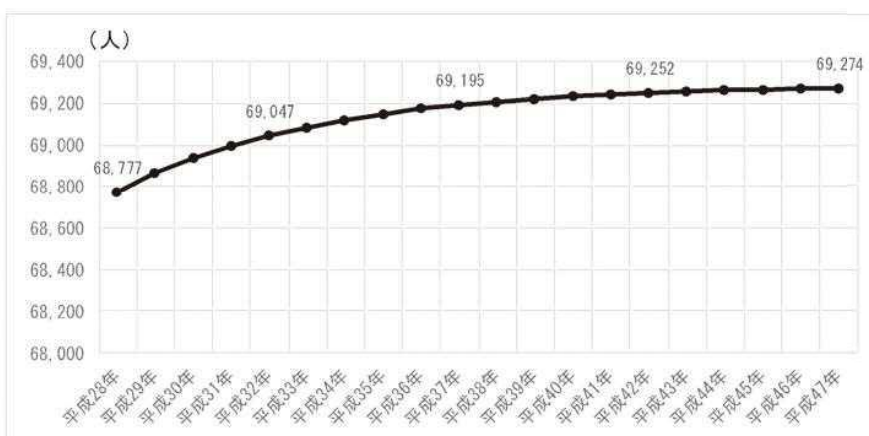


(資料：北区資料を基に作成)

#### (外国人人口の推計)

外国人人口は、外国人入国超過数と関係があると想定し、社人研の外国人入国超過数の推計値から、北区の外国人増加数を算出した。

我が国の外国人超過数の将来推計



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」)

※北区人口推計調査報告書P. 37より抜粋



**City of Kita**

**北区多文化共生指針**

平成30年(2018年)7月発行

発行 北区

編集 東京都北区総務部総務課

東京都北区王子本町1-15-22

電話 03(3908)9308

刊行物登録番号

30-1-057